

証券投資信託約款変更のお知らせ

このたび弊社では、以下の通り証券投資信託約款の変更を予定しておりますので、お知らせいたします。弊社では、このたびの約款変更について、投資信託及び投資法人に関する法律第17条およびその関係法令にて規定される「その変更の内容が重大なもの」に該当すると判断し、同法の規定に基づいて、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を実施いたします。

【変更対象ファンド】

追加型証券投資信託 インデックスファンド海外新興国（エマージング）株式
追加型証券投資信託 インデックスファンド海外新興国（エマージング）債券（1年決算型）

【変更の理由および内容】

変更対象の各ファンドについて、一部解約時の負担コストを低減し、受益者の利便性向上を図るため、信託財産留保額を撤廃するべく、信託約款の一部に所要の変更を行ないます。

【書面決議に関するスケジュール】

このたびの約款変更に関する書面決議の手続きは、以下の日程にて進めてまいります。

◎約款変更に関する書面決議の対象受益者の確定日	: 平成27年6月9日（火）
◎議決権行使書面による議決権行使期限	: 平成27年7月8日（水）
◎書面決議日	: 平成27年7月21日（火）
◎約款変更実施日（予定）	: 平成27年8月18日（火）

【書面決議の判定】

変更対象の各ファンドについて、書面決議は、賛成の意思表示をされた受益者（約款の規定に基づき、議決権を行使されず賛成とみなされた方を含みます。）が保有する平成27年6月9日現在の受益権口数が、平成27年6月9日現在の受益権総口数の3分の2以上であった場合に可決されます。書面決議にて可決された場合、平成27年7月22日に届出を行ない、平成27年8月18日をもって約款変更させていただきます。

以上

平成27年6月8日

東京都港区赤坂九丁目7番1号
日興アセットマネジメント株式会社